

平成 29 年度「家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査」

調査の概要

1. 調査の目的

我が国においては、国際気候変動枠組み条約に基づき、温室効果ガスの排出・吸収量目録（以下「インベントリ」という。）の提出とともに、インベントリの精緻化が求められているところである。また、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）においては、2030 年度の温室効果ガス総排出量について、2013 年度比 26%削減することが目標として掲げられており、特に、家庭部門では、約 4 割削減することとされている。

このような背景を踏まえ、本調査は、家庭部門の詳細な CO₂ 排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として実施する。

3. 調査の対象と選定方法

（1）地域

全国

（2）属性

店舗併用住宅等を除く世帯

（3）調査世帯数

13,000 世帯（母集団数：約 5,000 万世帯）

（4）選定の方法

本調査では、住民基本台帳からの無作為抽出と、インターネット調査モニターからの選定の 2 つの方法によって調査対象世帯を選定する。

<住民基本台帳から抽出された世帯（調査員調査）>

調査市区町村を定めた上で、市区町村が管理する住民基本台帳から 6,500 世帯（報告者は原則 20 歳以上）を選定する。

<インターネット調査モニターの世帯>

民間事業者が保有するインターネット調査モニター（20 歳以上）から 6,500 世帯を選定する。

（5）層設定

地方 10 区分、都市階級 3 区分の 30 層を設定する。

地方区分については、エネルギー消費の地域特性を踏まえ、また、国勢調査や家計調査等の既存統計調査の区分を参考に 10 区分とする。また、インターネット

調査モニターからの選定による調査においては、調査対象世帯の都市部への偏りが懸念されるため、都市階級での層設定を行う。具体的には、都市階級別一般世帯数（平成 22 年国勢調査）による比例配分を行う。

< 地方（10 区分） >

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東甲信：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄：沖縄県

< 都市階級（3 区分） >

都道府県庁所在市（東京都は区部）及び政令指定都市

人口 5 万人以上の市

人口 5 万人未満の市及び町村

都市階級における市区町村の別は平成 22 年国勢調査による。

4 . 調査事項

次に掲げる事項を調査する。

(1) エネルギー使用量調査票（4 月）

エネルギー使用量及び支払金額（電気、ガス、灯油、自動車用燃料）

太陽光発電について（月別の発電量、売却量、太陽電池の総容量）

世帯について（世帯員、平日昼間の在宅者）

住宅について（建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、二重サッシ・複層ガラスの有無）

(2) エネルギー使用量調査票（4 月を除く毎月）

エネルギー使用量及び支払金額（電気、ガス、灯油、自動車用燃料）

太陽光発電について（月別の発電量、売却量）

属性変化等

(3) 夏季調査票

家電製品等について（テレビ・冷蔵庫・エアコン・照明等の使用状況、家電製品に関する省エネ行動、使用場所毎の照明種類、照明に関する省エネ行動）

夏季の給湯について（給湯器の種類、夏の入浴状況）

コンロ・調理について（コンロの種類、用意する食事の数、調理に関する省エネ行動）

車両について（自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動）

（４）冬季調査票

暖房機器について（保有状況、使用状況）

冬季の給湯について（冬の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる省エネ行動の実施状況）

その他（世帯年収）

５．調査の時期

（１）エネルギー使用量調査票

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの毎月（12 か月間）

（２）夏季調査票

平成 29 年 8 月末時点

（３）冬季調査票

平成 30 年 2 月末時点

６．調査の方法

（１）調査員調査

対象：住民基本台帳から抽出された世帯

配布：調査員による訪問で調査票を配布

回収：調査員による訪問または郵送もしくは専用回答画面（オンライン）で調査票を回収

調査体制：環境省 - 民間事業者 - 調査対象世帯

（２）インターネットモニター調査

対象：インターネット調査モニターの世帯

配布：インターネット経由で調査票を配信

回収：専用回答画面（オンライン）で調査票を回収

調査体制：環境省 - 民間事業者 - 調査対象世帯

７．集計の方法

集められた調査票は、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で集計分析を行う。

８．結果の公表

調査の結果等は、平成 30 年 9 月までに主要な集計結果をまとめた速報値を環境省ホームページで公表する予定である。また、平成 31 年 3 月までに環境省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）等で確報値を公表する予定である。

平成 30 年度以降の実施については、必要な予算の確保が前提である。

9. 業務の実施機関

調査に係る業務のうち、調査の実施、集計については、下記の機関に委託して実施する。

(株) インテージ、(株) インテージリサーチ、(株) 住環境計画研究所